

R6.1.12 理事会議決内容

役員選考に関する事務取扱規程の一部改正について

(改正内容)

	(変更後)	(変更前)
変更内容	<p>第3条</p> <p>(2) 前号の会長の候補者及び監事の候補者は、会長が毎年3月下旬に開催する理事会（以下「事前理事会」という。）において正式な候補者としての承認を得るものとする。この場合において、会長の候補者が1名を超える場合及び監事の候補者が2名を超える場合は、委員会の行う選挙により、<u>事前理事会出席者を選挙人として一人一票の投票を行い、会長については有効投票の過半数の同意（有効投票の最多数が過半数に達しない場合は、上位2名による決選投票を行う。）を得た者、監事については有効投票の得票2位までの者を、会長の候補者及び監事の正式な候補者として事前理事会で承認を得た者とする。</u></p>	<p>第3条</p> <p>(2) 前号の会長の候補者及び監事の候補者は、会長が毎年3月下旬に開催する理事会（以下「事前理事会」という。）において正式な候補者としての承認を得るものとする。この場合において、会長の候補者が1名を超える場合及び監事の候補者が2名を超える場合は、委員会の行う選挙により、過半数の同意を得た者を会長の候補者及び監事の候補者とする。</p>
変更理由等	<p>従前の規程では、候補者が定数を超える際の選挙の執行が不明瞭であったため。</p>	